

井野小学校 いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月 1 日（改定）

佐倉市立井野小学校

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

井野小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに取り組んでいきます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなる場合があります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童生徒がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、小突いたりする行為を含む。）
- ・悪口（からかい、冷やかす、脅しなど、いやなことを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）

- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されたりするもの。）

4. 学校いじめ対策の組織

（１）いじめ対策会議

○メンバー

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，教育相談担当，養護教諭，（心の教育相談員），（スクールカウンセラー），（学校支援アドバイザー）

- ・学期に１回程度開催（前期・後期）
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織。
- ・具体的な年間計画等の作成，見直し。
- ・いじめの相談，通報窓口。
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。

（２）生徒指導委員会

○メンバー

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，長欠担当教員，学年生徒指導担当教員，養護教諭，特別支援教育コーディネーター，学校支援アドバイザー，（心の教育相談員），（スクールカウンセラー）

- ・１カ月に１回開催する。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集及び対策の検討。
- ・来月の重点事項の確認等。
- ・いじめ相談窓口としての役割。

（３）いじめ報告会

○メンバー

全職員

- ・１週間に１回開催する。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と共通理解。
- ・来週の重点事項の確認等。
- ・いじめ相談窓口としての役割。

（４）いじめに関わる情報があつたときの緊急会議

○メンバー

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年生徒指導担当教員，養護教諭，関係学年主任，担任，（関係部活動担当），（心の教育相談員），（スクールカウンセラー）

- ・いじめ情報があつた場合に招集する。
- ・情報の収集と記録。
- ・具体的な対応策と情報の共有。

5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細やかな指導と支援です。学校職員が一人丸となって、すべての子供たちの長所を発見しながら、存在感が発揮できるよう教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子供一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童生徒を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識をもち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

また、発達支持的生徒指導の観点を日々の教育活動に活かし、多様性への配慮、対等で自由な人間関係の構築、自己信頼感の育成、適切な援助希求による「児童にとって安全で安心な学校づくり」を目指します。

(1) 授業について

それぞれの授業において、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。

- ①児童生徒に自己決定の場を与えること
- ②児童生徒に自己存在感を与えること
- ③共感的人間関係を育成すること
- ④安全・安心な風土を醸成すること

(2) 道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。(人権週間)

- ・ 1年生…「はしの上のおおかみ」人に優しい気持ちで接することの大切さについて考え、親切にすることができるようになる。
- ・ 2年生…「みほちゃんとなりのせきのますだくん」友情を育むためには、自分の思いだけでなく、友達の気持ちを考えることが大切であることに気付く、お互いの気持ちを理解し合う能力を養うことができるようになる。
- ・ 3年生…「悪いのはわたしじゃない」友達のことをよく考えて、誰に対しても分け隔てをしないで接することができるようになる。
- ・ 4年生…「仲間だから」友達の気持ちを考えて行動することの大切さに気付く、身近な友達と意地悪やいじめをせず、互いに理解し合い、助け合っていこうとする心情を育てる。
- ・ 5年生…「知らない間のできごと」友達との関わりにおいて、互いへの理解を深めたり、よさを認めたりしていこうとする態度を育てる。
- ・ 6年生…「ひきょうだよ」学校でのいじめ問題と何もできなかった児童の話題材にして、いじめに対する行動について考え、誰に対しても公正公平に接し、正義の実現に努める態度を育てる。

(3) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

(それぞれの行事を通して、どんなことをどう高めていくのか。)

- ・ 1年生…生活科「はなややさいとなかよし」アサガオの種を自分の植木鉢に蒔いて、成長を観察しながら秋になって枯れてしまうまで大切に育てる。その過程を通して命の大切さに気付かせる。
- ・ 2年生…生活科「自分はっけん」自分の誕生や成長について調べたり伝え合ったりする活動を通して自分や友達の命がかけがえのないものであることを知り、大切にしようとする気持ちを高める。
- ・ 3年生…「ふれあい給食」地域の人々との交流を通して、感謝や思いやりの気持ちなど、望ましい人間関係を築く力を育てる。
- ・ 4年生…「チューリップ球根植え付け」チューリップの球根を植えることを通して、生命の尊さや生き物を大切にする心情を育て思いやりの心を育てる。
- ・ 5年生…総合的な学習「コメコメ大作戦」お米をもみから育て、収穫することを通して、生命の尊さや生き物を大切にする心情を育てるとともに収穫する喜びを感じ日常生活では得難い体験をさせる。
- ・ 6年生…「職場体験」職場で多くの人と接し、社会のルールに触れることで、人間関係の大切さについて考えさせる。

(4) 相談体制の整備

○教育相談により、児童の悩みや変化に、早く気付く体制を整えます。

- ・ 定期的な教育相談を、年3回（5月・10月・2月）行います。
- ・ 「先生へのお手紙」を中心に、担任と児童が1対1で話し合える時間を持ちます。
- ・ 児童が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えます。

○相談箱の周知徹底を図り、教頭が毎日確認することで、児童の悩みに素早く対応できるようにします。

(5) 定期的なアンケートの実施

○いじめアンケートに学校全体で取り組みます。

- ・ いじめに関するアンケートを定期的に行い、いじめの早期発見に努めます。
- ・ 結果の集計や分析には学年職員を中心に、複数の教員にあたります。
- ・ 児童と相談したことを記録に取り、対応にあたります。

(6) 児童会を中心とした取り組み

○児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。

- ・ いじめゼロ宣言
- ・ 代表委員会での話し合い

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 情報機器のもつ危険性や、その使われ方を知ってもらい、問題の解決にあたります。
- ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。
- ・職員研修を行い、情報モラルについてのスキルを高め、指導に生かします。
- ・特別活動での情報教育を行います。
- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談します。

(8) 保護者への啓発活動

- 年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供を依頼します。
- ・年間1回は授業参観で、道德の授業を行います。
- ・学校便りや学年便りを通しての啓発活動を行います。
- ・保護者会を通しての啓発活動を行います。
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。

6. いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。

全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりをもち、積極的にいじめを認知させることが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

(1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、児童の行動を注意深く見守ります。
- ・アンケート等から気になることを発見します。
- ・児童や保護者からの情報を大切にします。
- ・他の教職員からの情報を共有しあいます。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、生徒指導部会を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該児童、関わりのある児童、他の教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します。(時系列、児童別等)
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況，児童の状況と関係，家庭の状況等を考慮し，いじめに関わる情報があつたときの緊急会議で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し，今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた児童，保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を，丁寧に説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて，カウンセラーなど，専門性を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても，いじめられた子供を守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し，できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下，当該児童の見守りを行うなど，いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制をつくります。

(3) いじめを行った児童への指導

○行った行為については，毅然とした指導をします。

- ・行った行為を振り返らせ，いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ，生命，身体を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させます。
- ・児童間，保護者間で謝罪の場をもち，相互に気持ちを伝え，理解し，今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり，繰り返しいじめを行ったりする場合などは，出席停止や警察との連携による措置も含め，毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については，じっくりと話を聞き，今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて，カウンセラーなど，専門性を活用して指導にあたります。
- ・被害児童の辛さに気づかせ，自分が加害児童であることの自覚をもたせます。
- ・被害児童の気持ちを最大限に考慮しながら，指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や，グループ内での立場などを振り返らせながら，今後の行動の仕方について考えさせます。

(4) いじめを行った児童の保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・加害児童と同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることを伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。(被害者、加害者とも)
- ・被害児童には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります。

- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及び、これに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡をします。

7. 重大事態への対処

重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があることです。

具体的には、以下を想定しています。

○児童が自殺を企図した場合

○身体に重大な被害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

○いじめによって30日間の欠席または、一定期間連続して欠席をしている場合

(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は「いじめに関わる情報があつたときの緊急会議」のメンバーで行います。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。（客観的な事実関係を速やかに調査します。）
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

(2) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

8. 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4 月	・ 始業式・入学式 ・ 懇談会 ・ 1年生を迎える会	・ いじめに関わる共通理解（職員研修） ・ いじめ防止基本方針の掲示（ホームページ） ・ 生徒指導委員会
5 月	・ 教育相談	・ 定期的なアンケートの実施 ・ 定期教育相談 ・ 生徒指導委員会
6 月	・ 授業参観	・ いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・ 生徒指導委員会
7 月	・ 長割の集い ・ 個人面談	・ いのちを大切にするキャンペーン ・ 情報モラル教育（職員研修） ・ 生徒指導委員会
9 月	・ 前期終業式	・ 生徒指導委員会
10 月	・ 後期始業式 ・ 長割の集い ・ 教育相談 ・ 修学旅行	・ 定期的なアンケートの実施 ・ 定期教育相談 ・ 生徒指導委員会
11 月	・ スポーツフェスティバル	・ 生徒指導委員会
12 月	・ 長割の集い ・ 人権集会	・ 人権週間として、作文や標語を作成する。 ・ 生徒指導委員会
1 月	・ 授業参観	・ 生徒指導委員会
2 月	・ 教育相談 ・ 6年生を送る会	・ 定期教育相談 ・ 定期的なアンケートの実施 ・ いじめ対策会議の実施（進行状況の確認・評価） ・ 生徒指導委員会
3 月	・ 懇談会 ・ 卒業式・修了式	・ 進級する学年の引き継ぎ情報の整理，作成 ・ 生徒指導委員会

9. その他

- ・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行います。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととします。

10. 井野小学校 いじめ対応の流れ

